平成２８年（フ）第２０７号
兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目３番１―512号
債務者　鎌野　豊子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２１０号
広島市東区牛田南１丁目13番22号
債務者　市川　公子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１６号
広島県東広島市八本松町原6355番地３　フェニックス下見Ｄ棟101号
債務者　西本　　聡
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２４号
広島市南区東雲本町３丁目４番２―706号
債務者　長井　真理
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０号
長崎県長崎市大手３丁目７番27号　Ｂｅｎ匠３番館10Ａ
債務者　本田　康夫
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７１号
長崎県長崎市葉山１丁目25番11号　江東ハイツ101号
債務者　川久保洋二
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺乙527番地　井上アパート７号
債務者　村上　雄仁
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月18日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第１６号
宮城県加美郡加美町宮崎字西原三番26番地１町営旭住宅１号
債務者　檜野ゆき枝
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
群馬県みどり市大間々町大間々1150番地６
債務者　金子　和子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第５０号
新潟市東区有楽３丁目10番地７
債務者　赤松　伸一
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５２号
新潟市江南区諏訪１丁目４番14号　さつき荘303号、前住所新潟市中央区東万代町８番18号
債務者　佐藤　厚子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６１号
新潟市東区神明町３番20号　三山荘２－１号
債務者　山本　明美
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７１号
新潟市中央区京王２丁目１番２号
債務者　山本　博史
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０３号
新潟市江南区亀田東町２丁目２番37号
債務者　河合　大輔
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９３号
石川県金沢市新神田５丁目119番地　第３清寿荘・５号
債務者　吉野　正剛
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
石川県小松市白江町ヘ92番地１　レオパレスアヴェニール101
債務者　藤村　昌秀
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第５号
石川県七尾市矢田町４号28番地３、従前の住所石川県七尾市矢田新町イ部51番地39
債務者　中川　和子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第３３号
長野県安曇野市穂高196番地７
債務者　塩原　大介
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
長野地方裁判所松本支部